外国事情

アジアの金融再編と不良債権問題

目　次

１．はじめに
２．本格化するアジアの金融セクター再建
　(1)　当局のイニシアチブが問われる金融再編
　(2)　統一性が求められる不良債権基準
　(3)　難航する不良債権処理
　(4)　不確定な再建資金
　(5)　対外債務問題
３．金融セクター再建の見通し
４．アジア諸国の不良債権比率
　(1)　NIEs諸国でも増加する不良債権
　(2)　不良債権処理が本格化する中国
５．わが国のアジア支援

〔要　　旨〕

１．アジア経済は99年に入り底打ち感が強まっているが，不良債権処理と金融改革は，今後の安定的経済回復において引き続き不可欠な課題となっている。

２．アジアにおける金融セクター再建は，IMF支援スキームの下で鋭意進められている。しかし，経営責任を問われる金融再編に際しては，各国とも銀行サイドの抵抗が強く，進捗具合は当局のイニシアチブによるところが大きい。

３．金融再建の最大の課題である不良債権問題についてみても，不統一な基準や不十分な経営開示等から不良債権額自体が不明確なことに加えて，不良債権の入札不振等により再建資金の調達にも懸念が生じる。債務処理に係る法制度の不備等の課題も多く，不良債権と表裏の関係にある民間債務の交渉も難航している。

４．金融セクターの状況をみると，韓国，タイなどは再建が比較的順調に進んでいるといえる。しかし，それでもこうした課題を抱えて，再建のカギを握る外資との銀行買収交渉もスムーズには進展しておらず，今後の金融再編には時間を要しよう。

５．アジアでは金融機能回復の遅れにより，信用収縮（貸し渋り）の状態が続いている。わが国の支援も，経済活動に必要な資金の供給がスムーズに行われるべく，債券発行保証や中小企業信用保証といった分野に拡大することが望まれよう。

１．はじめに

99年に入り，アジア経済にもようやく底打ち感が出てきている。IMF，ADB等の国際機関の経済見通しによれば，中国や台湾等の一部の国を除き，98年にはほとんどの国がマイナス成長であったものが，99年においては，逆にインドネシア，香港等の一部を除いてプラスに転じるものとみられる。さらに，落ち込みの激しいインドネシアにおいても2000年にはプラス成長に回復し，この結果，アジア全体の成長率も，98年の３％台から99年は４％台へ，2000年は５％台へと緩やかな上昇基調を続けることが予想される（第１表）。

なかでも韓国などでは，個人消費を中心に景気の回復ペースが速まっており，政府の見通しは上方修正が相次いでいる。この結果，アジア株価も，上昇を持続している米国株価と並行して，通貨危機前の水準にまで回復するなど，金融市場においても明るさがみられる。

しかし，こうした状況下でも，引き続きアジアにおける債務問題は厳しく，不良債権は銀行経営に重くのしかかっている。金融システムの機能回復は，今後もアジア経済が安定的に回復基調に乗る上で，引き続き不可欠な課題となっている。

第1表　アジア経済見通し

	1997年	1998	1999(見込)		2000(予想)	
アジア	6.6	3.8	4.7	4.4	5.7	5.1
NIEs	6.0	△1.5	2.1	2.3	4.5	4.3
韓国	5.5	△5.5	2.0	2.0	4.6	4.0
台湾	6.8	4.9	3.9	4.9	4.8	6.3
香港	5.3	△5.1	△1.3	△0.5	3.1	2.0
シンガポール	8.0	1.5	0.5	1.0	4.2	4.0
ASEAN-4	3.8	△9.4	△1.1	0.8	3.0	2.8
タイ	△0.4	△8.0	1.0	0.0	3.0	2.5
マレーシア	7.7	△6.8	0.9	0.7	2.0	2.7
インドネシア	4.6	△13.7	△4.0	0.0	2.5	2.0
フィリピン	5.2	△0.5	2.0	2.4	3.0	4.0
中　国	8.8	7.8	6.6	7.0	7.0	6.5
(出　典)	(IMF)	(IMF)	(IMF)	(ADB)	(IMF)	(ADB)

出典　IMF“*World Economic Outlook*” Apr. 1999, Dec. 1998/ADB“*Asian Development Outlook*” Apr. 1999, Oct. 1998から作成
(注)　ADBの「アジア」は「Average for DMCs(Developing Member Countries)」,「ASEAN-4」は「Southeast Asia」の数値。

２．本格化するアジアの金融セクター再建

アジア各国では，通貨危機発生後，IMFによる緊急支援に際して，コンディショナリティーとして金融セクター再建スキームが相次いで策定された。99年にはこうしたスキームが施行段階に入っており，金融改革が本格化している（第２表）。

各国の金融再建手段は，おおむね，まずBIS自己資本比率等の国際基準に基づく銀行の業容判断，選別から始まる。次いで金融再編は，この基準を下回る経営不振の銀行に対して金融当局が改善の指導を行い，公的資金注入，国有化，合併等のほか，業容によっては清算といった手段まで採られている。この一方で，不良債権を分離（買取り）して，競売，株式化等により債務処理を進め，また当局の仲介により不良債権と裏腹である民間債務問題の改善を図っている（第１図）。

第2表　IMF緊急融資における金融セクターに係るコンディショナリティー
（抜粋）

	韓　国	タ　イ	インドネシア
金融為替政策	・高金利政策維持 ・変動相場制の維持	・高金利政策維持 ・管理フロート制の継続	・マネーサプライの伸び抑制 ・中央銀行の独立性確保
金融セクターの構造調整	・不良金融機関の整理 ・不良債権の早期処理 ・銀行の管理監督強化 ・金融市場の対外開放	・不良金融機関の整理 ・金融機関の資本強化 ・不良債権の早期解決 ・銀行監督の整備，強化	・国営銀行の再編 ・不良金融機関の整理 ・不良債権の早期処理 ・銀行再建庁の設置 ・金融機関の資本強化
その他	・企業の透明性の向上	・国営企業の民営化 ・破産法の整備	・国営企業の民営化 ・独占，カルテルの禁止

出典　富士総研研究レポート『アジア通貨危機の教訓』（98年９月）から作成

第1図　金融再建スキーム

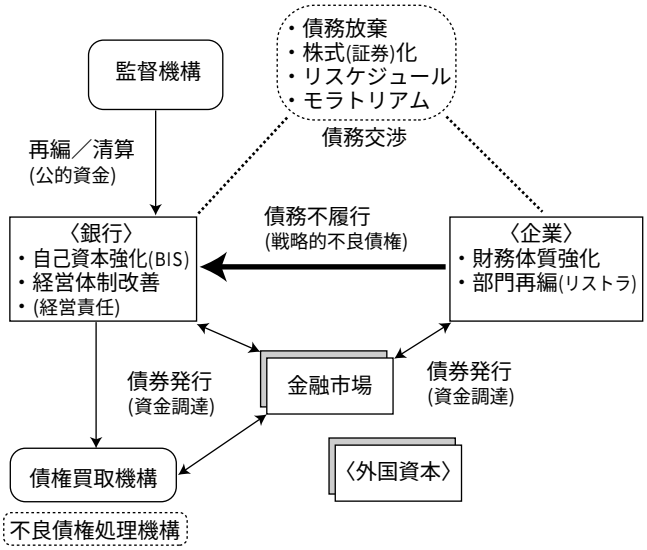

出所　筆者作成

(1)　当局のイニシアチブが問われる金融再編

こうした金融再編に際して，公的資金の注入に伴う経営責任の追求や，経営権の喪失に対する銀行側の抵抗は根強い。アジア特有の閉鎖的銀行経営層にとって，政府の介入はなかなか受け入れ難く，銀行再編の実施には，当局のイニシアチブが問われる。

通貨危機後，最初にIMFの支援が入ったタイでは，98年８月に包括的金融再編プランが発表され，国有化，合併，外資導入等６通りのプロセスが採られている。しかし，政府の公的資金注入に対しては，その受入条件の厳しさもあり，いまのところサイアム商業銀行が申請しているにすぎず，経営体制の変革が進んでいるとは言い難い（第３表）。

マレーシアでも，98年９月に始動した特別機関「ダナモダル」により，資本注入を中心として銀行再編が支援されているが，当初計画に対して実際に再編されているのは上位数行だけである。

これに対して，もともと「官治金融」と呼ばれるほど当局の管理が強い韓国では，98年４月に設置された金融監督委員会により，強力に金融機関の整理・統廃合が進んでいる。同年６月には，自己資本比率（BIS基準）８％以下の商業銀行12行に対して，経営不良と判断された５行を整理行に認定してそれぞれ優良な他の銀行に吸収合併させるとともに，残り７行に対しても再建計画を提出させて合併等による生き残りを促している。こうした当局の強硬な対応に対して

第3表　タイにおける銀行再編

	内　容	対　象　行
第１グループ（２行）	自力および単体での業務継続	バンコク銀行，タイ農民銀行
第２グループ（３行）	外資の導入により単体で業務継続	アジア銀行，タイ・ダヌ銀行，ナコントン銀行
第３グループ（５行）	公的資金による優先株・劣後債引き受けにより業務継続	サイアム商業銀行，アユタヤ銀行，タイ軍人銀行，クルンタイ銀行，ラタナシン銀行
第４グループ（２行）	公的資金導入により増資後民間へ売却	バンコク・メトロポリタン銀行，サイアム・シティ銀行
第５グループ（３行）	政府系機関により合併	ユニオン銀行，レムトン銀行，ファースト・バンコクシティ銀行
第６グループ（１行）	優良資産のみ政府系機関へ移行後清算	バンコク商業銀行

出典　JCIFクォータリーレポート（タイ編98年３Q）から作成

は労働者側の反発も強く，一時，コンピューターの破壊や資料の隠蔽等により決済機能が麻痺するといった混乱も生じた程である。

インドネシアにおいても銀行再編が断行された。98年１月に設立された銀行再建庁（IBRA）は，同年３月，民間銀行のうち38行の閉鎖，７行の国有化と，９行の資本再編成計画[(注1)]への参加を発表した。それでも依然として100以上の銀行が残っており，引き続き銀行の整理・統合が進められるものとみられている。

（注1） インドネシアでは，自己資本比率（CAR）4%以上の「カテゴリーA」に73行，同４%未満～△25%以上の「カテゴリーB」に37行，同△25%未満の「カテゴリーC」に17行が分類されている。98年９月，CAR４%未満～△25%以上の銀行に対してCAR４%に達するまでの自己資本注入を強制する，といった資本再編計画が策定されている。

(2)　統一性が求められる不良債権基準

アジアの金融機関はしばしば国際市場でその経営内容の不透明さが指摘されるが，不良債権についても同様で，債権額自体の不明朗さは否めない。この背景には不良債権自体の定義が国によって異なることも挙げられよう。

通常，３か月以上利払いが停止している債権を不良債権としているが，例えば韓国では，このうち損失が確定的なものを不良債権として公表していることから，不良債権比率はタイなどに比べて低い数字になっているといわれる（第４表）。

第4表　韓国の与信分類

	内　容
正常	元利金の回収に全く問題なし
要注意	財務状態が悪化する可能性のある企業に対する与信。利払いが３か月から６か月延滞中のものも含む
固定	不渡り，法定整理，利払いが６か月以上延滞している企業に対する与信のうち，担保処分などにより回収が可能な与信
回収疑問	固定与信のうち，担保不足により損失が予想されるか，現在損失を確定できない与信
推定損失	固定与信のうち，回収不能が確実で，即時損失処理が避けられない与信

出典　JCIFクォータリーレポート（韓国編98年２Q）から作成

一方，マレーシアでは，一度「６か月以上」から「３か月以上」に短縮した利払い遅延期間を，98年９月には再び「３か月以上」から「６か月以上」に基準を緩めている。タイでも，不良債権の認定基準の緩和方針が表明された。いずれも金融機関の貸倒引当金の負担を軽減する狙いがあり，銀行経営層への配慮が働いている。

(3) 難航する不良債権処理

IMF支援項目にもみられるように，不良債権処理は金融再建における需要課題である。各国では，債権買い取り機関の設置等による処理スキームを整えてきている。しかし，現状ではこれら専門機関が買い取った不良債権処理が難航している。

韓国では，政府の債権買取機構である成業公社が，民間銀行から不良債権を買い取り，競売や証券化の方式で売却を図ってきた。しかし，売却できたのは買い取った債権のわずか３％程度（額面ベース）にとどまっており，結果的には民間の不良資産を公的部門にシフトしただけという構図になっている。(注2)

タイでも同様の事態がみられる。金融再建庁が実施した，閉鎖ノンバンク56社の貸出債権の競売結果をみると，回収できた資金は不良債権の2割にも至らず，いずれも不調に終わっている。

こうした債務処理の不調は，公的資金投入額の追加を余儀なくさせており，調達資金の不足が不良債権処理スキームの円滑な履行に支障をきたすことが懸念される。

マレーシアにおける不良債権の買取りは，98年５月に設立された特別機関「ダナハルタ」により98年11月より本格的に開始された。インドネシアでは，IBRA内に資産管理部門（AMU）を設置している。しかしいずれも，買取り実施の段階で，債権処分による資金の回収が本格化するのはこれからであろう。

（注2） 1999年４月２日付日本経済新聞

(4) 不確定な再建資金

金融再建には，不良債権処理や，資本注入による財務健全化，預金保護による信用強化等に巨額な資金が必要となる。アジアでは，不良債権額自体が不明確なうえ，経営にかかる情報開示も依然として不十分である。このため再建に必要とされる資金総額も不確定なものとなっており，これがアジア金融セクターの先行きの不透明さにつながっている。

例えば韓国の場合，政府は「要注意」与信を除く「固定」与信64兆ｳｫﾝ（98年６月末現在）を負債処理の対象とし，今後の不良債権の増加をにらんで必要資金を100兆ｳｫﾝ余と試算した。これに対して，民間機関の試算では潜在的不良債権が300兆ｳｫﾝを上回るところもあり，投入資金不足を指摘する見方も根強い。政府当局においても，財閥のワークアウト（企業改善作業）や，新たに導入される資産分類基準による貸倒引当金の積み増しいかんによっては，追加資金の必要を認めている。

タイでは，金融再建庁（FRA）による不良

資産処分にかかるによる損失補填5,000億バーツ，銀行の増資に係る追加的公的資金注入3,000億バーツ等が計画されている。しかし，直近の銀行決算において総赤字額が既に3,000億バーツを超えており，またファイナンス・カンパニー（FC）の資産競売が不調に終わったことで損失補填額の不足が明らかになったことから，必要資金の拡大は必至と予想される。

第5表　アジア主要国の不良債権関連指標

	韓国	タイ	マレーシア	インドネシア
名目GDP（1998年）	412.5兆ウォン	4.8兆バーツ	2,730.0億リンギット	989.5兆ルピア
貸出総額 （対GDP比%）	576.5兆ウォン （139.8）	6.0兆バーツ （125.0）	4,146.5億リンギット （154.9）	471.4兆ルピア （47.6）
不良債権額(注1) （対貸出総額比率%） （対GDP比%）	60.2兆ウォン （10.4） （14.6）	2.8兆バーツ （45.9） （57.4）	772.7億リンギット （18.6） （28.3）	282.8兆ルピア （60.0） （28.6）
民間対外債務(注2) （対GDP比%）	855.0億ドル （28.9）	321.9億ドル （27.6）	159.0億ドル （22.8）	739.6億ドル （76.4）
公的資金投入額 不良債権買取額(注3)	40.9兆ウォン 19.9兆ウォン	3,000億バーツ 5,000億バーツ	109億リンギット 81億リンギット	250～300兆ルピア 96兆ルピア
国際支援額(注4)	350億ドル	172億ドル	―	230億ドル

資料　JCIF資料ほかから作成
（注）1.３か月基準に基づく，98年12月現在。インドネシアはゴールドマン・サックス推計値。
2.98年９月末の民間における対外中長期借入残高。ただしインドネシアは97年末。
3.いずれも対銀行。
4.通貨危機発生時の表明額合計。

一方，マレーシアでは，債券発行を元に，ダナハルタが150億リンギット，ダナモダルで160億リンギットの資金注入を計画している。98年の活動実績をみると，ダナハルタの買取り再建は81億リンギット，ダナモダルの資金注入も62億リンギットとなっており，不良債権の基準変更もあって，資金注入は他の国に比べて順調といえる。

インドネシアの場合，銀行再編が依然遂行中で不良債権は確定しておらず，当局からも直近値の公表はない。今のところ企業業績の悪化等から不良債権比率は60%以上とみられているが，この水準は他のアジア諸国と比して異常に高い。なお，98年12月の資金再編計画策定に係る検査によれば，金融再建に必要な資金は総額300兆ルピアに上るとみられている。これはインドネシアのGDPの３分の１近くにも達し，これだけの資金調達は容易ではない。加えて，総選挙を控えた政治的混迷懸念から国際機関を含めた海外からの支援も止まっており資金不足は必至と思われる（第５表）。

アジア各国の必要とする資金は，国家経済規模に比してかなりの負担となる。アジア各国の最大の課題は，内外からの不足資金の調達であり，これが金融システムの再建を左右することになると思われる。不良債権に係る基準の明確化，情報開示が求められよう。

(5)　対外債務問題

a．民間債務問題改善への試み

民間債務の改善も，銀行の不良債権処理と裏腹の関係にあり重要な課題となっている。アジアには，法制度の不備と併せて，借金を返せる余裕のあるにもかかわらず，法的不備から企業が借金を返さない不良化債権，いわゆる「スタラテジック・ノンパフォーミング・ローン（戦略的不良債権）」がある。こうしたモラルハザード（倫理の欠

如）を起こした企業の債権回収は容易ではないが，企業の債務処理が進まない限り，銀行の不良債権の改善も難しく，金融再建の資金負担も更に増えてゆくことになりかねない。

企業の債務問題に対処するため，インドネシアでは，98年５月にインドネシア債務再建機関（INDRA）を設立し，また同年９月には，新破産法の制定と併せて「債務者――債権者」間の交渉促進のための「ジャカルタ・イニシアチブ」が発表され，企業の債務リストラ促進を図っている。

タイでも，98年９月に「バンコック・イニシアチブ」が発表され，また，タイ中央銀行内には「企業債務リストラ・アドバイサリー委員会（CDRAC）」が設置されて企業の債務処理の迅速化が図られている。

このように，タイやインドネシアではようやく破産法等の法的整備がなされたが，実際の運用はこれからである。また，こうした仲介機関には強制力はなく，指針表明の色彩が強いことから，いずれも民間債務の改善への速やかな効果は期待しづらい。

インドネシアの場合，民間債務交渉の現状は，国家企業であるアストラ・インターナショナルにおける交渉が，他の民間債務の基準となって窓口の様相を呈している。

b．タイ・オイルと GITIC にみる融資リスク

邦銀をはじめとする外銀の新たな不良債権リスクとして登場したのが，GITIC，タイ・オイルといった，公的企業融資の相次ぐ破綻である。

98年10月，広東省傘下の「広東国際信託投資公司（GITIC）」が債務超過で閉鎖され，以後，他の「国際信託投資公司（ITIC）」[注3]にも経営不安が広がり，信用問題が表面化した。これまで ITIC は経営の実権を各省・地方政府が握っているということで，実質公的金融機関とみられていた。しかし，GITIC の経営破綻に際して，政府は，海外の金融機関向け債務の優先的返済を拒否し，その清算に際して破産法が適応されたことで，ITIC 融資の信用リスクが顕在化している。

タイ・オイルは，資本金２千万バーツ（１バーツ＝約3.5円）。タイ石油公社（PTT）が49％を出資し，タイ王室財産管理局などが株主として名を連ねている。タイ・オイルは PTT から役員を多数受け入れており，事業面でも「下請け」的存在であることから，邦銀は事実上の国営企業とみなして融資に応じた経緯がある。しかし，PTT やタイ・オイル側は邦銀に対して，タイ・オイルが「PTT 出資が49％の民間企業」であるとしてタイ政府同様，実質債権棒引きの再建案を示しており，交渉は難航している。[注4]

（注3） ITICは，中国の中央・地方政府直轄の外資調達窓口機関（ノンバンク）として業容を拡大してきた。しかし，アジア経済不振のなかで資産の不良化が進み，全国のITICのうち３割が債務超過に陥り，不良債権総額は１兆元に達するともいわれている。中国人民銀行（中央銀行）は，ITICの合併・統合を進めており，年内にも40社程度に整理されるとみられている。

（注4） 99年６月23日付朝日新聞

３．金融セクター再建の見通し

このようなアジア各国の今後の金融再建の見通しはどうであろうか。

アジアにおける金融破綻が通貨危機の発生によることは言うまでもない。タイでは海外資本の流入により発生したバブル経済が背景にあり，韓国では過剰設備投資による財閥経営破綻が金融不安の発端になっている。こうした信用不安の発生に乗じて，海外投機資本筋に経済・金融構造の歪みを突かれ，アジア各国は経済低迷を余儀なくされている。

しかし，こうした外資の過剰な流出入は，経済金融の混乱の一因になってはいるが，他方で外資導入は銀行再建の切り札という重要なファクターでもある。IMF 支援のコンディショナリティーにも含まれているように，韓国やインドネシアでは，既存の財閥やファミリービジネスの閉鎖的企業経営の改善が金融セクター再建に際して大きなウェイトを占めている。外資導入の効果として，経営の透明性や審査，運用能力の強化といった金融機能の改善も期待されよう。

アジア国別の動向をみると，再建ペースが速いのはやはり韓国であろう。官主導による軋轢はみられるものの，大統領直轄権限による財閥改革，金融再編は強力で，市場開放による外資の流入も活発化しており，対外債務も改善している。不良債権処理の不振という課題はあるが，銀行再編は順調に進んでいるといえよう。ただ，韓国における当局の権限の強さは，改革の推進力であると同時に，過去には「官治金融」と呼ばれる銀行経営の弊害を招いている。こうした点が欧米の評価において，ネガティブにとらえられているように思われる。この韓国でも，不良債権額に対する海外の疑念は根強く，金融再編で国有化した２行の外資への売却が相次いで難航している。(注5)

タイの場合も，再建スキームの策定は順調で，韓国と並ぶ IMF の優等生ながら，破産法制定に対する銀行経営層の反発ぶりや，金融再編や不良債権処理への当局の対応をみていると，監督機関のイニシアチブが今一つ弱いという印象を受ける。銀行の経営体質の変化は緩やかで，外資導入による再建も順調に進んでいるとは言い難い。

一方，健闘しているのがマレーシアであろう。わが国の支援を除けば，資本規制により海外からの援助に乏しい状況下で，再建スキームは比較的順調に進んでいる。ただ，IMF の頚木が無い分だけ国策的恣意性が散見される。不良債権処理においてクローニズムが見え隠れするなど，透明性の面で懸念無しとはしない。

インドネシアは，政治情勢の安定と，民間債務交渉の行方次第といえる。金融再建の前提に社会・経済環境の整備が望まれる。なお，インドネシアはシンガポールの裏庭であり，華僑資本をはじめとして金融機能の補完がシンガポールでなされていることは，インドネシアの金融再建に際して留意すべきであろう。

（注5） 経営破綻により国有化した第一銀行の外資への売却については，99年12月に米投資会社のニューブリッジ・キャピタルと基本合意したものの，その後，潜在的な不良債権への対応などをめぐって両者の溝が埋まらず，交渉は５月には事実上決裂した。政府は信用不安が高まるのを防ぐため，３兆ｳｫﾝ（１ｳｫﾝ＝約0.1円）の公的資金を追加投入する方針を決めた。（99年5月15日付日本経済新聞）

同じく経営破綻して国有化されたソウル銀行でも，HSBCホールディングスへの売却交渉が難航している。韓国の金融監督委員会は，HSBCとの間で買収価格などについての合意ができないため，契約期限を１か月延長すると発表した。こちらもソウル銀の抱える要注意債権への対応をめぐって見解の違いがある模様で，99年２月に交わした売却の基本合意そのものが，第一銀行と同じく白紙に戻る懸念も出ている。（99年６月１日付日経金融新聞）

４．アジア諸国の不良債権比率

（1） NIEs諸国でも増加する不良債権

経済の底打ちに対して，アジアにおける不良債権の方は改善に時間を要しそうである。

タイにおける不良債権比率をみると，98年12月末と99年１月末を比較しても，民間商業銀行（８行）が40.7%から42.0%に，国営銀行（５行）が62.5%から66.3%に悪化するなど，不良債権問題が銀行再建に重くのしかかっている。(注6)

一方，これまで信用不安の懸念が低かったNIEs諸国（韓国を除く）でも，周辺国・地域の金融情勢の悪化により，徐々に資産の不良化がみられる。

香港では，GITICの破産等により98年第４四半期に不良債権が増加，地元銀行の貸出債権に占める不良債権比率は98年９月末の3.8%から，同年12月末にはの5.2%へと急上昇している。シンガポールでも，タイやインドネシアなどの不良債権の増加により，98年12月末の不良債権比率は，シンガポール開発銀行（DBS）の8.2%等軒並み上昇している（シンガポール全体では98年９月末で6.6%）。台湾でも金融機関の延滞債権比率は，98年９月末に史上最高の4.4%を記録した後，98年11月末にはさらに4.8%に上昇している。(注7)

ただ，これらNIEs諸国では，不良債権比率の水準自体は低く，また，香港の場合，地元銀行の自己資本比率は平均で18.6%と高水準であるように，各国のファンダメンタルズは比較的良好であり，金融システムが揺らぐ事態は考えにくい。

（注6） タイでは，世界銀行やIMFからの支援に際して，経営難に陥って国有化したこれら国営銀行５行の民営化も支援条件に含めている。このため，不良債権比率の上昇により株式の買い手を見つけることが困難となった場合，対外的にも新たな対応が必要になる。（99年３月26日付日経金融新聞ほか）

（注7） 99月３月23日付日経金融新聞，ニュースネットアジア（デイリーレポート）99.3.15，98.12.15付日経金融新聞など。

（2） 不良債権処理が本格化する中国

アジアの金融再建において波乱要因になりかねないのが，中国の金融情勢であろう。

中国においても90年代半ばから香港を中心として外資の流入が急増した。郷鎮企業の育成，輸出向け設備投資の拡大のほか，投機的投資を中心とする不動産投資等の活発化により，銀行の融資額も急速に膨らん

だ。しかし，その後，アジア通貨危機における経済低迷により，ITIC同等に商業銀行においても不良債権が増加しているとみられる。正確な数値は不明だが，中国の銀行における不良債権比率はおよそ25%といわれている。この場合，四大商業銀行における不良債権額は合計で２兆元を超えることになり，ITICの不良債権と合わせると３兆元に達するという見方もある。更に，今後，貸出審査機関（監事会）の設置，不良債権の洗直し等の金融改革が推し進められれば，不良債権比率は更に上昇することが予想される。

このため，中国では99年４月，中国建設銀行に初の不良債権専門処理機関である「中国信達資産管理公司」が設立された。

［参考］アジア主要国における金融再編の動き

	韓　国	タ　イ	マレーシア	インドネシア
監督／実施機関	・98年４月金融監督委員会，発足	・97.10，金融再建庁，発足	・98.7，不良債権買取機関（ダナハルタ），金融再編支援機関（ダナモダル）発足	・98.1，銀行再建庁（IBRA），発足 ・98.5，インドネシア債務再建機関（INDRA），発足
金融再編	・98.6，都市銀行３行と地方銀行２行を整理，優良銀行５行に吸収合併 ・98.9，第一銀行，ソウル銀行を国有化の後海外売却と発表 ・99.1，商業銀行と韓一銀行が合併，韓国最大のハンビッ銀行誕生	・97.12，ノンバンク56社閉鎖，98.5，さらに7社を中央銀行の管理下に ・98.1，中下位銀行4行を国有化	・ファイナンス会社を39社から8社に集約（計画）， ・地場商業銀行の削減（22行→16行程度）	・98.12，自己資本比率△25%を下回る銀行→中小民間銀行38行を閉鎖 ・同△25%以上＋4%未満の銀行―資本注入により4%まで引上げ→7行を国有化，9行は公的資金の投入で存続
業　　況	・98年の都市銀行赤字額は過去最高の11兆4,950億ｳｫﾝ，地方銀行を含む赤字規模は13兆9,000億ｳｫﾝ（前年比10兆ｳｫﾝ増）	・98年は上場行全体で3,380億ﾊﾞｰﾂの損失を計上（前年は292億ﾊﾞｰﾂ）――融資はほとんど伸びず，99年も4～8%の伸び率（中銀目標）達成は困難	・金融部門全体の98年の税引き前損益は23億ﾘﾝｷﾞｯﾄの赤字 ・貸倒引当金の積み増しにより，98年の融資残高伸び率は，2～3%（推定，中銀目標8%）	・毎日5,000億ﾙﾋﾟｱ（5,600万米ﾄﾞﾙ），の損失←一部の金利スプレッドが△15%
公的資金投入	・公的資金投入額64兆ｳｫﾝ（98年実行額41兆ｳｫﾝ） ―うち不良債権購入32.5兆ｳｫﾝ，資本強化・預金保護31.5兆ｳｫﾝ ―うち預金保険公社による投入21兆ｳｫﾝ	・98.8，３千億ﾊﾞｰﾂの公的資金投入プログラムを策定 →1兆ﾊﾞｰﾂの公的負担	・必要資金は500億ﾘﾝｷﾞｯﾄ ・公的資金約310億ﾘﾝｷﾞｯﾄ（計画）―うち自己資本強化に160億ﾘﾝｷﾞｯﾄ，不良債権処理に150億ﾘﾝｷﾞｯﾄ	・98.12，中間報告では，地場銀行70行への資金注入額258兆ﾙﾋﾟｱ（GDP比4割） ・99.1，資本再編計画（第1弾）で4.3兆ﾙﾋﾟｱ注入
資金調達	・債権買取機構（成業公社）が19.2兆ｳｫﾝ，預金保険公社が21兆ｳｫﾝの債券発行	・５千億ﾊﾞｰﾂを大蔵省債券発行（計画） ・50億米ﾄﾞﾙ相当のグローバル債発行（計画） ・「新宮沢構想」に基づく金融支援	・ダナハルタによる債券発行（計画），150億ﾘﾝｷﾞｯﾄ ・ダナモダルタ，77億ﾘﾝｷﾞｯﾄ発行（実績）	・国債格付けは投資不適格級のため，国際資本市場における資金調達は不可能
不良債権処理状況	・98.3，韓国成業公社による不良債権購入19兆9,500億ｳｫﾝ（買入価格基準）	・9812，第1回競売実施（回収率4%） ・99.3，第2回競売実施（回収率18%）	・ダナハルタの買上げは，国内金融機関公表不良債権の7割弱（見込）	・98.7，不良債権を，銀行再建庁内に設ける資産管理組織に移管
民間債務問題処理	・財閥改革 ・大企業向け融資の出資転換 ・民営化推進委員会	・98.6，タイ中央銀行内に企業債務リストラアドバイザリー委員会設置	・中央銀行参加の特別機関，企業債務処理委員会，設置	・98.6，民間対外債務交渉，基本合意 ・99.8，INDRAスキーム

資料　各種報道，レポートから作成

残りの四大商業銀行にもこうした専門会社の設立が進められており，今後，不良債権処理が本格化していこう。しかし，中国の不良債権は国有企業融資と密接につながっているため，企業経営改革と並行して雇用確保といった景気対策の問題も加わり，債権処理は容易ではない。

第６表　「新宮沢構想」支援の進捗状況
（1999年３月31日現在）

（単位　億ドル）

	金額	内　　訳	輸銀保証ほか
インドネシア	24.0	IMF並行融資，ADB協調融資，世銀協調融資，商品借款，社会福祉関連融資	－
韓国	83.5	輸銀アンタイド融資，韓国産業向け融資，短期金融ファシリティー	－
マレーシア	15.0	輸出産業支援融資，円借款７案件	12.6（相当円）
フィリピン	25.0	電力部門向け融資，銀行システム改革融資，民間部門育成融資，大気汚染改善融資，円借款13案件	5.0（相当円）
タイ	18.5	経済金融構造改革融資，製造業支援融資，経済復興＆社会部門融資，農業部門向け融資	5.0（相当円）
合　計	166.0		22.6（相当円）

資料　1999年５月27日付日経金融新聞，国際金融1026号（平成11年６月1日）から作成

５．わが国のアジア支援

アジアの経済回復において金融再建の必然性はいうまでもない。通貨下落による輸出競争力の向上も，金融システムの貿易金融機能の低下等により効果を殺がれる。景気回復の遅れは金融部門の不振によるところは大きく，企業のみならず消費者ローン等の個人金融の伸び悩みが内需低迷の一因となっている。

アジア各国の金融機関では，国際基準に則するために貸出リスクを選別しており，信用収縮（いわゆる「貸し渋り」）が続いている。このため，資金を必要とする中小企業等に，いかに資金供給がなされるかを図る必要があろう。資金の偏在を補完すべき保証制度等の制定や，そのためのアジア各国政府の資金調達の強化が求められる。

わが国の支援状況をみると，「新宮沢構想」を中心とするアジア支援は順調に進展している。今後の支援においては，これまでのインフラ整備などのハード部門のみならず，金融機能の回復により経済活動に必要な資金の供給がスムーズに行われるべく，債券発行保証，中小企業向け信用保証基金の設立といったソフト分野での一層の支援拡大が望まれよう（第６表）。

〈参考文献〉

- 「アジア経済再生の鍵を握る不良債権問題」『環太平洋ビジネス情報』（RIM）'99年Vol.2NO.45
- 「危機からの再生を目指すタイの金融システム再建策」『東京三菱銀行調査月報』平成11年（1999年）4月No.37
- 「通貨危機後，悪化を続けるアジア経済と求められる経済制度改革」『環太平洋ビジネス情報』（RIM）'98 Vol.4 NO.43
- 「タイの金融システム改革」『環太平洋ビジネス情報』（RIM）'98Vol.2NO.41
- 「通貨危機後のタイの経済再建―メキシコとの比較―」『富士総研研究レポート』98.7
  ＪＣＩＦクォータリー・レポート（各国編）

（高橋良晴・たかはしよしはる**）**